

公益社団法人被害者サポートセンターおかやま支援員の養成等に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人被害者サポートセンターおかやま（以下「センター」という。）

がセンターの事業規程（以下「事業規程」という。）第3条第1項に定める支援対象者に対する総合的な支援活動を行うため、同規程第5条に定める支援員（以下「支援員」という。）の募集、養成講座及び支援員の認定等に関する必要な事項を定める。

2 本規程に定めのないものは、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律及び犯罪被害者等早期援助団体に関する規則の定めるところによる。

第2章 募集及び選考

(支援員の募集計画)

第2条 センターは、原則として毎年1回、必要な人数の支援員候補者（以下「候補者」という。）を公募する。

2 候補者の募集計画は、代表理事が定める。

(募集要領)

第3条 候補者になろうとする者は、別に定める養成講座受講申込書（様式第1号）に必要な事項を記入し、募集要領に定める期間内にセンター事務局に提出するものとする。

(候補者の選考・決定)

第4条 応募のあった候補者の選考は、申込書による書類審査を経て候補者を決定する。

2 選考は、代表理事が、センターの研修委員会の意見を聞いた上、総合的に判断し決定する。

3 代表理事は、応募者に審査結果を通知する（様式第2号）。

第3章 養成講座及び補助員の認定

(基礎講座及び中級講座)

第5条 候補者は、センターが実施する養成講座を受講するものとする。

2 養成講座は、基礎講座及び中級講座とし、センターが支援活動を行うために必要な知識、技能を内容とし、その課程は別添「支援員養成講座カリキュラム」のとおりとする。

(1) 基礎講座は、支援員たるに必要な基本的知識・技能を修得させるため実施する。

(2) 中級講座は、主として、電話相談及び直接的支援活動に必要な実地研修を行うこととし、候補者の支援員としての適性を審査するものとする。

(修了認定等)

第6条 候補者の養成講座修了に関する認定は、要請講座終了時において、代表理事を長とし、センターの研修委員で構成する認定委員会（以下「認定委員会」という。）において審議の上認定し、代表理事がその候補者に対し修了証（様式第3号）を交付する。

- 2 事業規程第 12 条に定める補助員（以下「補助員」という。）になろうとする者は、別に定める支援員（補助員）申込書（様式第 4 号）に必要な事項を記入し、代表理事が定める期間内にセンター事務局に提出するものとする。
- 3 補助員としての認定は、認定委員会が、面接審査を経て、総合的に判断し決定し、代表理事は、申込者に審査結果を通知する（様式第 5 号）。
- 4 代表理事は、補助員として認定した者を補助員名簿（様式第 6 号）に登載する。
- 5 補助員に対する報酬は、センターの非常勤職員任用等取扱規程で定める。
- 6 代表理事は、センターの養成講座を実施するため必要があると認めるときは、部外講師を依頼することができる。

（誓約書の提出）

第 7 条 代表理事は、補助員に誓約書（様式第 7 号）を提出させるものとする。

第 4 章 支援員の認定

（支援員の認定）

第 8 条 代表理事は、センターの研修委員会の議決を経て、補助員で、かつ事業規程第 5 条の要件を満たした者のうちから、電話相談員、面接相談員、直接支援員、及び自助グループ支援員を認定する。

- 2 代表理事は、センターの研修委員会の議決を経て、事業規程第 5 条及び第 7 条の要件を満たした者のうちから、申請補助員を認定する。
- 3 代表理事は、センターの研修委員会の議決を経て、事業規程第 5 条及び第 6 条の要件を満たした者のうちから、犯罪被害相談員を認定する。

第 5 章 継続研修

第 9 条 センターは、支援員及び補助員に対して、基本的な知識・技能、専門的知識・技能、新たな知識・技能及び情報を修得させるため、ケース研究・部外講師の招致等を含む各種研修及び講演会、並びに全国規模の研修会に随時出席させるものとする。

第 6 章 雑則

（規程の改廃）

第 10 条 本規程を改廃する場合は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

- 1 この規程は平成 19 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この改正規程は平成 21 年 8 月 12 日から施行する。
- 3 この改正規程は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。